

## 大規模な土地・森林の取り引きでは届け出が必要になる場合があります

土地や山林を取得した時には、国土利用計画法などに基づいて届け出が必要になる場合があります。届け出が必要になる主な場合は、以下の2つです。



### ① 大きい面積の土地を取引したとき

▷対象 ▶市街化区域… 2,000平方メートル(約600坪)以上  
▶市街化区域を除く都市計画区域… 5,000平方メートル(約1,500坪)以上▶その他の区域… 10,000平方メートル(約3,000坪)以上——の面積の土地が対象となりますのでご注意ください。(地目は問いません)

▷届け出先 取引した土地がある市町村(町建設課)

▷届け出期間 契約した日から2週間以内

### ② 森林を取引したときや相続したとき

▷届け出先 所有する森林がある市町村(町農林課)

▷届け出期間 所有者となった日から90日以内

◆問い合わせ 町建設課用地係(☎82-3111内線244)へどうぞ。

## 固定資産評価審査委員会委員

# 鈴木正通さんを再任



鈴木正通さん

【略歴】昭和33年県立釜石工業高校卒。48年鈴木正通土地家屋調査士事務所を開設。50年同司法書士・土地家屋調査士事務所を開設。63年に町固定資産評価審査委員会委員に任命され現在に至る。

9月18日に開かれた町議会臨時会で、町固定資産評価審査委員会委員に鈴木正通さん(75)を再任することが同意されました。任期は9月27日から3年間です。町固定資産評価審査委

員会は、3人の委員で構成。固定資産課税台帳に登録された価格について納税者から不服の申し立てがあった場合に、中立的・専門的な立場で価格が正しいかどうかを審査し、決定する機関です。

## 織笠地区の国道45号とその周辺道路が切り替わります

防潮堤の建設や盛り土工事に伴い、織笠地区の国道45号が仮設道路に切り替わるため、国道45号から織笠小学校や織笠保育園付近に行く際には、下図のう回路を利用する必要があります。

なお、町道サギの巣・妻の神線の織笠コミュニティセンター(仮設)から織笠小学校下の道路に抜ける部分の断続的な通行止めについては、現地において看板等で知らせるほか、周辺にお住まいの皆さんには山田町

CMJVからご連絡します。

▷国道45号の切り替え日時 10月24日(土)午前6時

※悪天候等により24日に切り替えができない場合には、10月25日(日)午前6時に実施します。

### ◆問い合わせ

- ・国道45号…三陸国道事務所宮古維持出張所(☎62-5077)
- ・町道…町建設課土木管理係(☎82-3111内線232)
- ・防潮堤…町水産商工課水産振興係(☎82-3111内線225)

